

独立行政法人国立科学博物館の中期目標

平成 23 年 3 月 1 日

文部科学大臣指示

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立科学博物館が達成すべき業務運営の目標（以下「中期目標」という。）を定める。

経済における一層のグローバル化の進展等により、科学技術の急速な進展や情報の高度化、自然環境の激変など、近年の人類を取り巻く環境が劇的に変化している中で、我が国においては、科学技術を着実に振興するとともに、生物多様性の保全とその持続可能な利用という国家戦略の視点から環境重視の先駆的国家としての機能を引き続き国際的に果たすことが求められている。

そのためには基礎研究の充実と科学研究活動を支持する国民の科学意識の醸成が重要な課題となっている。

科学技術の基礎研究としての学術研究は、新たな知を生み出す源であり、研究や社会の基盤形成において重要な役割を担っている。特に自然史科学研究は、学術研究として、我が国の自然科学全体の発展と、天然資源の保全並びに開発の基礎知識の確立のために必要な研究である。また科学技術史研究は、人類の知的活動の所産としての科学技術の発展過程を解明する研究であり、新たな科学技術創出のために不可欠な研究である。

一方、科学技術の発展を目指す我が国が、自然と科学技術の調和のとれた社会、国家へと発展するためには、生涯学習の理念に基づき、自然や科学技術に関する適切な知識を持ち、それらの課題に対応していく資質・素養というべき「科学リテラシー」を育てていく必要があり、このことは国家にとって喫緊の課題である。

また、生物多様性の保全とその持続可能な利用という国家戦略の視点から、我が国が環境重視の先駆的国家としての機能を果たし、人々が過去を理解し、将来を展望するためには、自然環境の変化や人々の営みの歴史に関する標本資料と科学的データを蓄積し、世界の人々と共有し、後世に継承することが不可欠である。

このような背景のもと、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」とする。）がナショナルセンターとしての使命及び機能を十分に発揮することが重要になっている。したがって、自然史科学等の中核的研究機関として、また国内の主導的な博物館として、自然科学と社会教育の振興を通じ、人々が、地球や生命、科学技術に対する認識を深め、人類と自然、科学技術の望ましい関係について考察することに貢献することを使命とし、地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明や、ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承、並びに人々の科学リテラシーの向上に資する事業を実施する。

地球と生命の歴史、科学技術の歴史を解明していくためには、自ずとあるいは人為的に変化する自然、人類の営みの成果である科学技術を対象とし、歴史という時間的ファクターをふまえた実証的研究を行うことが不可欠である。これらの研究は、地球・生命・人類の歩みを明らかにするだけでなく、他の科学研究の発展やイノベーションの基礎をなす知識・知見にとっての源泉であり、新たな知の創出に寄与する、いわば多様性の苗床として、継続的・安定的に推進する必要がある。

また、これらの研究を支え、科学的再現性を担保する物的証拠として、あるいは自然の記録や人類の知的活動の所産として、自然史資料や科学技術史資料を収集することを通じて、ナショナルコレクションを体系的に構築し、人類共通の財産として将来にわたって確実に継承するとともに活用に使っていかねばならない。

さらに、科学博物館の有する資源を活用し、また、他の博物館のみならず企業や大学、学会など様々な機関等と連携しながら、調査研究、標本資料の収集を通じて蓄積された知的・物的資源を、展示、学習支援事業などの博物館ならではの方法で社会に還元し、社会と科学のコミュニケーションを促進することにより、子どもから大人まで生涯を通じた国民の科学リテラシーの向上を図り、社会・国民に支持される科学を築いていく土壌を醸成し、かつ、それを担う人材を育成することが、強く求められている。

以上を踏まえ、科学博物館の中期目標は次のとおりとする。

I 中期目標の期間

科学博物館が実施する業務は、調査研究、標本資料の収集・保管、展示・学習支援に関する事業であり、それらの計画・準備からその成果を得るまでに長期間を要するものが多いこと等から、中期目標の期間としては、平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明を通じた社会的有用性の高い自然史体系・科学技術史体系の構築

(1) 自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進

科学博物館は自然史及び科学技術史に関する我が国の中核的研究機関として、自然科学等における世界の中核拠点となることを目指し、研究を推進すること。推進すべき研究は、人類の知的資産の拡大に資するとともに、生物多様性の保全や生活の豊かさを支える科学技術の発展の基盤となるべく、自然物あるいは科学技術の歴史の変遷の体系的、網羅的な解明を目的とした組織的な研究活動とすること。特に大学等の研究では十分な対応が困難な、体系的に収集・保管している標本資料に基づく実証的・継続的な研究、分野横断的なプロジェクト研究を実施すること。

自然史分野については、主として日本及び関連地域を中心に自然物を記載・分類して、それらの相互の関係や系統関係を調べ、過去から現在に至る地球の変遷、人類を含む生物の進化の過程と生物の多様性の解明を進めること。

自然科学の応用については、主として人類の知的活動の所産として社会生活に影響を与えた産業技術史を含む科学技術史資料など、保存すべき貴重な知的所産の収集と研究を行うこと。

これらは科学博物館の基盤をなす研究であり、新たな知を産み続けるものとして、長期的・継続的な視点から推進すること。

また、これらの基盤的研究の成果を踏まえ、プロジェクト型の総合研究を推進すること。

なお、研究の実施にあたっては、研究テーマの選定を含めた研究計画、進捗状況の把握や研究成果の評価の各段階において外部評価を行うなど、組織的ガバナンスを強化すること。各種競争的研究資金制度の積極的活用など、研究環境の活性化を図ること。

(2) 研究活動の積極的な情報発信

研究成果について、学会等を通じて積極的に外部に発信していくこと。また研究現場の公開や、展示や学習支援事業における研究成果の還元など、科学博物館の特色を十分に活かし、国民に見えるかたちで研究活動の情報を積極的に発信していくこと。

(3) 知の創造を担う人材の育成

国家の基盤として自然史、科学技術史の研究は不可欠であり、ポスドクターや大学院学生等の受け入れにより、後継者養成を進めていくこと。

また全国の科学系博物館職員等の資質向上に寄与すること。

(4) 国際的な共同研究・交流

海外の博物館との協力協定の締結等に積極的に取り組むなど、自然史研究等の国際交流・国際協力の充実強化を図ること。

特にアジア・オセアニア地域における中核拠点として、自然史博物館等との研究協力を実施し、この地域における自然史系博物館活動の発展の上で先導的な役割を果たすこと。

2 ナショナルコレクションの体系的構築及び人類共有の財産としての将来にわたる継承

(1) ナショナルコレクションの構築

科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史及び科学技術史の研究に資するコレクションの構築を行い、これらを適切な環境のもとで保管し、将来へ継承で

きるようにすること。

標本資料の収集・保管にあたっては、それぞれの分野ごとの特性等を踏まえつつ、戦略的なコレクション構築を図ることとし、科学博物館全体として5年間で30万点の増を目指すとともに、適切な保管体制を構築すること。また他の研究機関が利用しやすいコレクション環境を整えること。

(2) 全国的な標本資料情報の収集と発信

自然史・科学技術史に関するナショナルセンターとして、科学博物館で所有している標本資料のみならず、全国の科学系博物館等で所有している標本資料について、その所在情報を関係機関等と連携して的確に把握し、情報を集約し、国内外に対して積極的に発信していくこと。

また、大学等で保管が困難となった標本資料を受け入れるなど、セーフティネットを整備して、貴重な標本資料の散逸を防ぐこと。

3 科学博物館の資源と社会の様々なセクターとの協働による、人々の科学リテラシーの向上

科学博物館がこれまで蓄積してきた知的・物的資源や、現に有している人的資源を一体的に活かすとともに、社会の様々なセクターと協働した展示・学習支援事業を実施すること。

展示・学習支援事業を通じて、生涯学習の観点から、多様な人々に学習機会を提供するように努めるとともに、さらに多様な人々や世代をつないで科学リテラシーの向上に寄与すること。また、科学に関する知識とともに、進行する科学研究についての理解増進を図るよう、最新の研究成果の活用を図ること。

(1) 魅力ある展示の実施

展示においては国立の科学系博物館として、また自然史等の中核的研究機関としてふさわしいものを重点的に行うこととし、生物多様性の理解、科学技術の理解や活用等をテーマとする先導的な展示の開発など、内容・手法に工夫を加え、魅力ある展示を実施すること。

多様な入館者へのサービス向上という視点から、ICT（情報通信技術）の活用などにより快適な博物館環境を入館者に提供すること。

より多くの人々に対する科学リテラシーの振興のため、快適な観覧環境の確保に配慮しつつ、入館者数を増やすための取組を進め、5年間で650万人の入館者数の確保を目標とし、広く国民の科学リテラシーの向上に資すること。

(2) 科学リテラシーを高め、社会の多様な人々や世代をつなぐ学習支援事業の実施

社会の多様な人々や世代をつなぎ、子どもから大人まで様々な年代の人々の科学リテラシーを高める学習支援事業を実施すること。特に、他の科学系博物館では実

施困難な事業を重点的に行うこと。

また、博物館における学習支援活動を体系化し、それに基づくモデル的な学習プログラムを集積・発信するなど、ナショナルセンターとしての先導的・モデル的な事業を実施し、地域における学習支援活動の推進に寄与すること。

あわせて、科学についてわかりやすく国民に伝え、研究者と国民の間のコミュニケーションを促進させるような、サイエンスコミュニケーションを担う人材の育成システムを改善・実施し、人材の養成に寄与すること。

(3) 社会の様々なセクターをつなぐ連携事業・広報事業の実施

社会に根ざし、社会に支えられ、社会的要請に応える我が国の主導的な博物館として、国内の科学系博物館をはじめ、企業や地域の様々なセクターと連携して、地域における人々の科学リテラシーを涵養する活動の促進に資すること。

また、様々な媒体を通じて自然や科学に関する情報を広く国民に提供するとともに、国民の科学博物館への理解を深めること。

ホームページのアクセス件数については、毎年度300万件を達成することを目標とし、科学博物館の活動の成果に関する情報を発信することに努めること。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

質の高いサービスの提供を目指し、博物館の運営を適宜見直し、業務運営の効率化を図ること。

自己評価、外部評価及び来館者による評価などを通じた事業の改善、人事・組織の見直しなどを行い、ガバナンスの強化を図り、科学博物館の運営の改善と効率化を図ること。あわせて、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

また、事業の拡充と協賛・寄付の拡充等を通じ、自己収入の拡大を図ること。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、管理部門の簡素化、業務の見直し、効率化等に取り組むことにより、退職手当や入館者数に対応した業務経費等の特殊要因経費を除き、中期目標の期間中、一般管理費については15%以上、業務経費についても5%以上の効率化を図ること。なお、人件費については次項に基づいた効率化を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに検証結果や取組状況を公表すること。

総人件費については、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は、今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこと。

なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除外する。

- ① 競争的資金又は受託研究若しくは共同研究のため民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ② 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ③ 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。）

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図ることとする。

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うこととする。

IV 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な内容の実現を図ること。

1 自己収入の増加

積極的に外部資金、施設使用料等、自己収入の増加に努めること。

また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 経費の節減

管理業務を中心に一層の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、経費の節減を図ること。

V その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備の整備にあたっては、長期的な展望に立って推進するものとする。

2 人事に関する計画の策定・実施により、適切な内部管理業務の遂行を図ること。また、調査研究事業等において大学等との連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員のメリットを活かした制度の活用を図ること。